

夏空がひときわまぶしく感じられる季節となりました

発行日 平成25年7月10日

Bee通信

JULY



暑中お見舞い申し上げます

夏木立の緑濃く、木漏れ日も輝く季節になりました。皆様はお変わりなくお過ごしですか？早いもので2013年(癸巳)も後半がスタートしました。



厚生労働省は24日、2012年度の国民年金保険料の納付率が59.0%だったと発表しました。前年度の58.6%から7年ぶりに改善したものの、目標とする60%は4年連続で下回ったとのこと。80%台の1990年代半ばと何が違うのかと言えば、非正規社員が増えたことで安定した生活が得られない中、国民年金保険料を支払う優先順位が低かったり、また年金制度への不信感から未納に繋がっていると考えられます。

「国民年金を納付していないのですが、将来どうなりますか？」と尋ねられたら、今までは「原則25年以上かけていなければ年金が受給できませんし、年数が短ければ年金額はそれなりです。」と答えてきました。しかし、近頃は**「財産差押えの可能性もあります。」**と付け加えなければならぬ出来事がありました。顧問先社員が強制徴収されました。平成15年より強制徴収を始めた厚生労働省。高額所得者(世帯合算)を狙っているとは聞いていたものの、企業に入社した一般社員が対象になるとは思っていませんでした。(もしかしら、同居しているご両親や配偶者を含めて所得を確認するので、ご本人以外が多かったかもしれません)

強制徴収にはステップがあり、最終催告 来所通知 督促状となり、すべて無視すると財産差押えです。平成24年4月～平成25年2月の実施状況は、最終催告状は67,622件、督促状は31,213件、財産差押えは5,221件と発表されています。前年より増えているのは強制徴収を積極的に行っている証明でしょうか?! **法人に対しても、社会保険・労働保険徴収は年々厳しくなっているようで、数ヶ月未納であれば財産差押えとなります。**

1960年10月からスタートした国民年金。当初は福祉年金としてスタートし、その後、国民皆保険となり**「相互扶助」**という形になりました。自分(自分の家族)だけ助かれば良いという考え方でない**「相互扶助」**の精神は、本来、とても素敵なのは、損得勘定を超えてお年寄りを支えなければ・・・という気持ちになりたいのですが、財産がある年配者にも年金が支払われるのはなぜだろうという疑問もあります。年金運用も含めて、厚生労働省始めそれに関係している方々(私達社労士もです)が、誠意を持って次世代の子供達に恥ずかしくない形でバトンタッチしたいものです。



吉岡 規子

6/29の『介護予防&在宅介護セミナー』のご報告！

“With Aging With Care”を合い言葉に月に1回「介護予防&在宅介護」に関する勉強会に参加しています。メンバーは美容、アロママッサージ、呼吸、看護師、健康運動指導、食、日本文化伝承、介護改修、キッチン、保険などのプロ13名。

“人生を愉しくする介護予防を一緒に”と題して6月29日にイベントを行いました。参加者の9割が女性。笑顔作りや介護にならないための運動を実際に行ったり、家族との繋がり図で自分の家族・親族を意識したり、今までで一番頑張ったことを隣の人達に聞いてもらったりと、終始、賑やかな2時間でした。私も介護予防対象年齢。学びがたくさんありました。その中で「お口の機能は大切です。80歳で20本の歯を残すには意味があります。歯が無いと踏ん張れないので転びやすいという統計資料もあり、転倒骨折で介護が必要になる確率も高くなります。」が一番頭に残っています。“口”“歯”“良く噛む”が私の大切なキーワードです！



～お知らせ～

愛知県 若者チャレンジ奨励金 予算到達により受付中止に

Bee通信4月号で紹介した「若者チャレンジ奨励金」ですが、企業からの注目度が非常に高く、全国各地で予算額に到達して受付中止が相次いでいる状態です。この度、愛知県でも支給見込額が予算額に達したため、訓練実施計画の受付が中止となりました。現在は、キャンセル待ち(「連絡待ち事業主」扱い)のみの受付となっております。希望する場合は、以下をダウンロードの上、あいち雇用助成室へ提出ください。

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/2013/wakamonom.html

～お知らせ～

名古屋市内パート求人募集 時給資料が確認できます！

愛知ハローワークでは、毎月常用・パート労働者の賃金情報を集計しています。特にパート労働者については、他企業の相場をチェックする必要があります。求人募集の際は、ぜひ参考にしてくださいね。

<http://aichi-hellowork.jsite.mhlw.go.jp/list/naka/jigyounushi/toukeichingin.html>

～お知らせ～

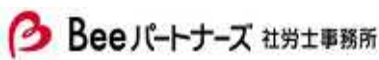
外国人の社保関係は「アルファベット氏名登録(変更)申出書」で！

先月のBee通信で紹介した外国人の社保上のアルファベット表記の件で、今後、外国人の社保関係の提出物に添付する「アルファベット氏名登録(変更)申出書」のフォームが発表されました

http://www.nenkin.go.jp/n/open_imgs/service/0000012518e70E1POdJL.pdf



夏空がひときわまぶしく感じられる
季節となりました



本紙作成編集 : 加藤 知美
発行責任者 : 吉岡 規子

〒460-0026
名古屋市中区伊勢山2-11-15
A.Sビル金山 6階

TEL : 052-265-8612
FAX : 052-265-8610

Email : office@bee-partners.com

ホームページはコチラ
<http://bee-partners.jp/>

Bee Partners 社労士事務所

お名刺等をいただいた皆様にお送りさせていただいておりますが、不要な場合はご連絡いただいただけと助かります。



夏季休暇のお知らせ
8月11日~16日
10日と17日の土曜日は営業しております

Beeからの
お知らせです

当事務所スタッフの安田あかねが
6月25日に第二子を出産しました。

6月25日午前5時15分に、元気な男の子を出産しました。
嬉しいことに夫と長男が出産に立ち会うこともできました。また、入院中は、夫が長男の保育園の送り迎えや家事をしてくれるため、父と息子の距離もこれまで以上に縮まり、私たち家族にとって、とても良い経験になっています。
休業中もこの紙面でご報告することもあるかと思しますので宜しくお願い致します。
安田あかね



編集
後記

今年の5月に極秘で訪朝し、北朝鮮のナンバー2と会談した飯島参与の特集を観ました。飯島参与は様々なジャンルに精通した人と親しくなるのを得意とする方で、今回の訪朝も彼独自のルートを使って実現したといわれています。彼のモットーは「貸しても借りん」で、その言葉を忘れないために、自宅に櫻の木とカリンの木を植えているそうです。人のために尽くし、相手に貸しは作っても、借りは絶対に作らない。見返りを求めずと与える事は、本当に難しいと思います。それを実践しているからこそ、周りから信頼され、何かあった時に自然に手を差し伸べてくれる人が多いのかもしれない。自分も、少しずつでも見習っていきたくです。(加藤 知美)



Q & A

新入社員に有給休暇、与えていますか？

7月になりました。春に新しく社員を迎えた企業も多いかと思いますが、天候や寒暖の差が激しい今日この頃、夏風邪や熱中症、夏バテ等で体調を崩す人も少なくないでしょう。新入社員は、「入社して間もないのに休みづらい」「まだ有給休暇も取得していないし、休めない」などの理由から、無理に出勤して更に体調を崩すケースがあります。このようなケースに対応するため、新入社員に有給休暇を与える企業も増えています。今回は、新入社員と有給休暇についてお話をいたします。



①そもそも、有給休暇っていつから発生するの？

有給休暇は、雇用開始日から6ヶ月間、8割以上継続して勤務した人に10日間、それ以降は1年ごとに付与するものと労働基準法で定められています。

いわゆる正社員だけではなく、パート社員、他社とのかけもち(乙欄)社員にも与えなければなりません。

継続勤務年数	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

②入社して6ヶ月が経過する前に、新入社員に有給休暇を与える方法は？

方法としては、以下の2種類が考えられます。

1. 6ヶ月継続勤務して与えられる10日とは別に、会社で決めた日数の休暇を与える
2. 有給休暇を前倒して与える

1の方法は、新入社員に配慮したボーナス的な休暇のため、特に問題はありませんが、2の前倒しの方法に関しては注意が必要です。

いったん前倒しの方法で休暇を与えてしまうと、それ以降の2年目、3年目以降もずっと前倒しをして休暇を与え続けなければならなくなります。法定通りに与えられている既存の従業員とは別の管理が必要となりますので、その分手間がかかります。

高卒の採用活動のあれこれ

今年も高卒求人受付が6月20日(木)に開始されました。



ハローワークに高卒用の求人を出すと、採用したい高校へ推薦依頼を出すことができます。ご検討中の企業様、是非ご利用ください！

愛知県は11月末まで「1人1社制」という制度があり、ひとつの企業に応募すると合否が出るまで次の企業へ応募ができません。合否を早めに出すことを心がけてください。選考は原則、9月16日から1週間以内です。

【高卒採用面接時の注意】

毎年、ハローワークからは正依頼が多く寄せられる。面接での不適切な質問、コミュニケーションのひとつとして何気なくかけた一言が、就職差別につながる恐れがあります。

ご注意ください。

例)実家はどちらですか？あなたの家庭はどんな雰囲気ですか？

……本人の責任のない事項や家庭の状況などで判断してはいけません。

例)尊敬する人物は誰ですか？短所はなんですか？入社後の決意を話してください。

精神障害による労災支給決定件数 前年比146%で過去最高

一昨年の年末、精神障害にかかる労災認定基準が改定されました。先日の厚生労働省の発表によると、昨年度「精神障害にかかる労災支給決定件数」は、前年比146%の475件で過去最高の記録となりました。

請求件数が前年比15件マイナスの1,257件となったのに対し、認定率は10%近く上昇しています。今後は労災認定の件数が増加傾向にあるといえるでしょう。労災請求事件は、相手どる企業側の安全配慮対策が取られていたかどうかの民事請求事件に発展する例も増加しています。社員が心身ともに安心して働けるような環境づくりを、もう一度振り返ってみる必要があるでしょう。

